

南九州市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第 23 号

南九州市給水条例の一部を改正する条例

南九州市給水条例（平成19年南九州市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 基本料金（1 月につき）の表を次のように改める。

メーター の口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
料金	800 円	1,150 円	1,550 円	1,950 円	4,000 円	6,000 円	15,500 円	25,100 円

別表第 1 従量料金（1 月につき）の表一般用の項中「70円」を「80円」に、「110円」を「125円」に、「140円」を「160円」に改め、同表公衆浴場用の項中「110円」を「125円」に改め、同表臨時用の項中「150円」を「170円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南九州市給水条例別表第 1 の規定は、令和 9 年 3 月 31 日以前より継続して使用し、令和 9 年 4 月 1 日以後の最初の検針により使用料の額が確定する水道料金については、なお従前の例による。